

平成 2 6 年 1 1 月 1 2 日

美里町教育委員会臨時会会議録

平成26年11月教育委員会臨時会議

日 時 平成26年11月12日（水曜日）

午後1時30分 開議

場 所 美里町役場南郷庁舎 201会議室

出席委員（5名）

1番	委 員 長	佐々木 勝 男 君
2番	委員長職務代行	成 澤 明 子 君
3番	委 員	後 藤 眞 琴 君
4番	委 員	千 葉 菜穂美 君
5番	教 育 長	佐々木 賢 治 君

欠席委員 な し

教育委員会事務局出席者

次長兼教育総務課長	渋谷 芳 和 君
教育総務課課長補佐	寒河江 克 哉 君
教育総務課課長補佐	今 野 正 祐 君
学 校 教 育 係 長	小 南 友 里 君

傍聴者 2名

議事日程

第 1 会議録署名委員の指名

- ・ 審議事項

第 2 議案第18号 美里町学校給食費条例（案）

- ・ 協議事項

第 3 「美里町小牛田地域学校給食センター基本構想」返却にかかる住民説明会について

第 4 美里町情報公開審査会の答申について

第 5 平成25年度体力・運動能力調査結果について議事日程

本日の会議に付した事件

第 1 会議録署名委員の指名

・ 審議事項

第 2 議案第 18 号 美里町学校給食費条例（案）

・ 協議事項

第 3 「美里町小牛田地域学校給食センター基本構想」返却にかかる住民説明会について

第 4 美里町情報公開審査会の答申について

第 5 平成 25 年度体力・運動能力調査結果について

午後 1 時 3 0 分 開会

○委員長（佐々木勝男君） ただいまから平成26年11月教育委員会臨時会議を始めることにいたします。

本日の説明に当たりましては、小南係長が同席しておりますことを報告します。

日程第 1 会議録署名委員の指名

○委員長（佐々木勝男君） 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。本日は 2 番成澤委員、3 番後藤委員にお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。

日程第 2 議案第 1 8 号 美里町学校給食費条例（案）

○委員長（佐々木勝男君） 審議事項に入ります。日程第 2、議案第18号 美里町学校給食費条例（案）、このことにつきまして事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、委員長よろしいでしょうか。それでは、議案第18号 美里町学校給食費条例（案）につきまして説明申し上げます。

この件につきましては、さきの定例教育委員会におきまして、パブリックコメントに付す旨を委員の皆様にお諮りしております。そのパブリックコメントを行っていましたが、昨日、11月10日まででパブリックコメント期間が終了いたしました。その期間内に 2 名の方から計 8 件の意見が提出されているところでございます。

意見をいただいたことにつきまして、教育委員会にお示ししそれに対する回答、考え方などもこの場で審議いただいた上で、条例の案の審議に入っていただきたいと思いますと考えております。

なお、このパブリックコメントのことにつきましては、先ほど委員長からも紹介ありました小南係長に説明していただくことにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○教育総務課係長（小南友里君） 座って説明させていただきます。本日お配りした資料ですけれども、パブリックコメントの件については 4 ページをお開きください。こちらは、10月 1 日に予告を行いまして、10月 3 日にパブリックコメントの公表を行っています。町のホームページ及び各地区コミュニティセンター、庁舎にパブリックコメントに係る資料を掲示いたしております。意見の募集期間は10月10日から11月10日の32日間行いました。実際、意見が出たのは 8 件でしたので、具体的な意見については 6 ページ以降に掲載しております。

こちらは参考様式 6 号というところで、出た意見について一つ一つ説明させていただきたいと思います。

まず1つ目の意見につきましては、「学校給食調理施設運営規則が給食費条例と競合しているにも関わらず、パブリックコメントの資料として添付されていないので、今回のパブリックコメントの手続きは無効である」というような意見を頂戴いたしました。実際いただいた意見の内容については、意見の概要という部分に掲載しております。こちらの意見に対する考え方として、事務局サイドで考えた内容の部分について、教育委員会の考え方というところに記載しています。こちらは読み上げさせていただきたいと思います。

美里町学校給食費条例は第1条に規定したとおり、学校給食費の取り扱いに関し必要な事項を定めたものです。学校給食調理施設等の運営について必要な事項について定めた美里町学校給食調理施設運営規則と競合するものではないと考え、資料の提示はしませんでした。手続きは無効でないと考えます。こちらを教育委員会の考え方として事務局サイドで作成しました。

2番目としては、「町の学校給食費会計は私会計と公会計が併存しているのにもかかわらず、2つの会計方式の取り扱いについての資料が公表されていないので、今回のパブリックコメントの手続きは無効である」。具体的な意見は右側に書いてある意見等の概要をごらんください。

これに対する考え方につきましては、本条例により公会計に一本化されることから、私会計と公会計を比較する必要はないと考え、資料の公表はしませんでした。今回のパブリックコメントにおいて手続きは無効でないと考えます。

続いて、3点目でございます。「給食費の収納率の低下、徴収経費の増加、将来の学校給食費無料化なども含め、総合的に判断して公会計化するメリットがあるのかの議論が必要である」。こちら、意見の概要は右側に記載のとおりでございます。

それに対する考え方でございます。美里町学校給食費条例を制定することで、給食費の取り扱いをより明確化し、町としてのコンプライアンスの確保と教育現場に対しては町が徴収管理を一括して行うことで、教師の負担を減らし、かつ徴収率を低下させない措置であります。

4点目、「給食費の額を規則に委任するのではなく、条例で決めるべきである」。こちらの意見の概要につきましては右側記載のとおりでございます。

考え方については、意見を受けとめ、条例により決定するよう修正し、条例案を作成いたします。こちらにつきましては、後ほど提案する条例案をごらんいただくことになります。

7ページに移ります。5点目、「美里町学校給食費条例施行規則（案）第4条に、美里町学校給食調理施設運営協議会と組織名があるが、美里町給食調理施設条例第4条では運営委員会であり、運営協議会ではない。条例を改正する予定であればその資料を添付すべきである」。

こちらにつきましては、ご指摘のとおり運営委員会であります。資料として添付した施行規

則を修正いたします。こちら、修正案をおつけしてございますので、後でご確認いただきます。

6 点目、「住民不在のパブリックコメント公募は無効にすべき」。こちら右側に実際の内容を掲載してございます。教育委員会の考え方としましては、今回のパブリックコメントは美里町パブリックコメント条例に基づき実施し、条例案を公表していますので、住民不在のパブリックコメントではないので、無効ではないと考えます。なお、保護者への説明も行っております。

8 ページに移ります。7 点目でございます。「拙速に公会計にすべきではない」。具体的な意見に関しましては、右側に掲載のとおりでございます。

こちらに対する考え方としては、本条例により公会計に一本化されることから、私会計と公会計を比較する必要はないと考え、資料の公表はしませんでした。

続きまして、最後の 8 点目でございます。なぜ条例にするのか。ご意見の具体的なものは右側に掲載のとおりです。

考え方としましては、規則で管理する例もありますが、現在給食費の取り扱いを明確化するため、全国的に条例化とする動きが広がっています。本町においても給食費の債権者を明確にするため、条例を制定する必要があると考えます。

以上がパブリックコメントとしていただいた意見に対し、事務局サイドで町の考え方としてこのような案を提示させていただきました。また給食費については、条例で制定すべきだという意見を受けまして、1 ページ学校給食費条例の学校給食費の額を第 5 条で、別表に掲げる額を上限とし、町長が定めると修正しました。

2 ページ目ごらんいただきたいと思います。こちらが別表でございます。こちらは、幼稚園の園児、小学校児童、中学校の生徒ということで、それぞれ職員も含みますが年額の上限額というものを定めさせていただきました。この上限額というのは実際、給食単価と給食日数の上限が 200 日ということで、運営規則のほうで定めているとおり最大限の 200 日に乗じて、そちらを上限額として、別表に記載させていただいたところです。

○教育長（佐々木賢治君） 済みません、休憩をお願いします。

○委員長（佐々木勝男君） 暫時休憩とします。

〔成澤委員一時退場〕

午後 1 時 4 5 分 休憩

午後 1 時 5 0 分 再開

○委員長（佐々木勝男君） 審議を再開します。議案第18号についての説明でございます。補足しますか。

○教育総務課係長（小南友里君） では、済みません、先ほどの補足説明の部分を再度させていただきます。

こちらですけれども、今回学校給食費条例で提案を受け入れて定めるように、第5条というものが加わったため、前回パブリックコメントで施行規則第4条において学校給食費の額、4条第1項の部分ですね、こちらを条例で額を定めるということにしたので、4条第1項は削除になりました。この4条第2項以下に関しては繰り上げて、学校給食費の減額の部分を規則で定めるという形に変更しております。以上が補足説明でございました。

○委員長（佐々木勝男君） それでは、議案第18号の美里町学校給食費条例（案）、1ページに修正案ということで出されたものですね。3ページから9ページに係りましては、先ほど説明ございましたようにパブリックコメントについてでございます。この修正案ということと、そのパブリックコメント含めて審議いただいて、本日は議決というようなことでお願いしたいわけでございますけれども、審議ということでございますので、ご質問、ご意見を含めて委員の皆さんからお考えをいただきたいと思います。はい、成澤委員。

○2番委員（成澤明子君） 7ページです。7ページの右側ですけれども、「保護者への説明も行っています」と書いてありますけど、どんな形でされていたのでしょうか。

○次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） では、私から。今月の5日ですけれども、町内の小中学校のPTA教育懇談会というのがございまして、その席上におきまして、学校給食費の公会計化について説明をいたしておりますし、また、11月下旬から12月初めにかけて、町内小中学校のPTA全体会がございまして、その中で、この給食費の関係につきましては時間をいただきまして、父兄の皆様にお話する予定といたしております。以上です。

○委員長（佐々木勝男君） よろしいですか。

○2番委員（成澤明子君） はい。

○3番委員（後藤眞琴君） 僕、パブリックコメントの1人の人のことが理解できなかったのですが、そのどうして理解できなかったかという、実はこの「美里町学校給食調理施設運営規則」、それから「美里町パブリックコメント条例」、それから、もう1つありましたよね、そういう規則のことがわかりませんでしたので、その規則を事務局にお願いして、きょう早く、10時ぐらいに来まして予習してきたのですが、まだわからないところありますので、ちょっとお話しします。

この美里町学校給食費条例（案）への意見を募集しますというところで、これ26年10月10日に出したところで、この美里町学校給食費条例（案）は美里町の学校給食を運営するに当たり、給食費の取り扱いをより明確にし、給食費会計の透明性を高めるため云々って書いてあるのですけれど、これを美里町パブリックコメント条例と照らし合わせますと、この第5条ですけれど、2項のところで「実施機関を前項の規定により政策等の案を公表するときは、あわせて次に掲げる資料を公表するものとする」となっているのですよね。それで、3つ上がっているのですけれど、1つは、「政策等の案を策定した趣旨、目的及び背景」となって、2番目は、「政策等の案を立案する際に整理した実施機関の考え方及び論点」。それから、3番目は「町民等が当該政策等の案を理解するために必要な関連資料」。これをパブリックコメント募集するときには、こういうことを住民に示さなければならないことになっているのですね。

そうすると、ここで先ほどお話になった意見を募集しますというところでは、「給食費の取り扱いをより明確にし、給食費改定の透明度を高めるため」これしかないのですよね。そうすると、整理した実施機関の考えたその趣旨、目的というのはこの給食費取り扱いをより明確にし、給食費会計の透明性を高めるために当たるのかと思うのですけれど、背景は全然説明ないですよね。

それから、この整理した実施機関の考え方及び論点というのも見えないのですよね。

それから、理解するために必要な関連資料と、こういうものもこのパブリックコメントを募集する際には住民に示すようになっておりますから、その点見えないので、これただ、これだけで示されたら、この条例の文言について、それから内容についてご意見くださいというふうに誤解される余地があるのではないかと思います。僕たちは一応この教育委員会の会議の中で、事務局からこの背景とかいろいろ説明されておりますので、理解はできますけれど、住民の方は十分に理解できないのではないかと思います。ですから、その辺はどんなふうにお考えなのかちょっとお聞きしたいのですけれど。

○次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） いま後藤委員さんのパブリックコメント条例の第5条2項の部分についてのご質問ですけれども、案を作成した趣旨と目的については、パブリックコメントの募集の様式について、これはうたっておりますけれども、確かに背景、そして考え方及び論点というのが不足していたのかなとは思いますが、この段階で足りるものかなという理解でパブリックコメントの意見を募集することになりました。いまご指摘のような不足な面は確かにあったのかなと思っております。

○3番委員（後藤眞琴君） 僕、だからといって無効にするまでではないと思うのですけれど、

でもこれからこのパブリックコメント条例の趣旨に沿って、それを遵守するような格好で、もし何か教育委員会でまたあるときにはそういうことを踏まえてやっていかなければならないと考えています。

○次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） はい、申し訳ございません。

○3番委員（後藤眞琴君） それから、もう1つなのですが、この条例を設けるに当たっては、この意見をした方の中にあるのですが、この「美里町学校給食調理施設運営規則」の中に、この第4条の2項に「教育長が給食費納入費の一部を学校長に委嘱して行うことができる」となっているのですね。これでそうすると、少なくとも小牛田地域はお金を集めていると思うのだけれどね、そうすると、今度条例ができた場合には、それとの関連なども全然説明はないですよ。説明されていないでこの募集をしていますよね。これができたらこれは当然廃止することになるのだと思うのですが。その辺のところも、これきょう来て初めて運営規則にこういうものがあるってわかったのですが、その辺の関係はどういうふうになっているのか。

○委員長（佐々木勝男君） 7ページの件ですね。

○次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） まず、12月に条例を議会のほうで提案いたしまして、議決をいただいた後に当然規則の制定もお願いするような形になります。この学校給食調理施設運営規則の3条、4条ですね、この部分については削除という形になりますので、その後、規則の改正という形で、ご理解をお願いしたいと思います。

ちょっと済みません、3条、4条、5条について削除ということになります。

○委員長（佐々木勝男君） 3つの条文ですね。

○次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） はい、この分が条例制定によって削除ということで、規則の改正の手続きを行うということになります。よろしくをお願いしたいと思います。

○3番委員（後藤眞琴君） そういうこともこの募集に当たっては説明しておかないと、誤解されるのではないかと思うのですよね。こういうが規則あって、現に行われているわけだからね。これ全然そういう説明、背景の説明ありませんでしたからね。今後は、住民にこういうわけでこういうことをしたほうがずっとよくなるのだということをわかるような形で説明して、それでパブリックコメントを募集するようなことにしないと、パブリックコメントを募集する意味がなくなってくると。その辺のところ教育委員会として注意しないとならないと。もちろん担当者の方と教育委員会が相談しながら、やらなければならないと思います。

それから、このNo.3の町の考え方で、ここはどう見てもちょっと理解できないのですが、

ちょっと読んでみますね。「美里町学校給食費条例を制定することで、給食費の取り扱いをより明確化し」というと、今のやり方は不明確な、いや明確だけれどより明確になる。不明確な部分もあるという意味なのだろうと思いますけど。

それから、コンプライアンスの確保という、さっきの運営規則にのっとって給食費を集めているわけですね。そうすると、ちゃんと今でもコンプライアンスは確保されているわけですね。条例をつくったからコンプライアンスが確保できるのだという考え方になりますと、今のやり方が、これはコンプライアンス、法令を順守するという意味ですね、そうするとしていないような意味にもとれないこと、これはとられる余地があるのでないかと思うのですが、この辺のところはどうですかね。

○委員長（佐々木勝男君） 6ページの3番目、町の考え方の欄のところ。コンプライアンスの確保というところですね。

○次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 学校給食費については、公会計それから私会計の学校が存在します。これも前の教育委員会会議で説明申し上げましたが、私会計の給食の根拠となっているのが、昭和32年に当時の文部省が出しました準則でなくて通達に基づいて実施しております。その通達につきましては、当然50年以上前になりますので、かなり古い通達ということになります。それで、前にもお話したのですが、文科省と総務省の見解の相違はあるのですが、総務省では地方自治法に抵触する恐れがあるというような見解が出されております。

といいますのは、地方自治法の210条で、一会計年度における一切の収入及び支出は、全てこれを歳入歳出予算に編入しなければならないという規定がございます。これが総計予算主義ということになりますけれども、これについては法律違反になるという恐れがあるという総務省の見解がございますので、やはり地方自治体としてはそのような当然法律違反の恐れがある会計ではなくて、いま後藤委員さんが申されたようなコンプライアンスと、それから給食費の取り扱いの明確化という形で公会計化ということで今回条例案を提出するものであります。

○3番委員（後藤眞琴君） そうしますとね、総務省では法律に抵触しますよと。文部科学省ではいいですよということになっていますよね。そうすると、文部科学省の案に従って各学校がいろいろな集め方しているところが全国的にありますよね。そうすると、それは今の見解に、総務省に従うと、全部コンプライアンスしていないということになってしまいますよね。

それで、美里町自身も、先ほど上げました「美里町学校給食調理施設運営規則」これ平成19年1月12日付で改正されているのですよね。教委規則第1号、先ほどもらいました。そうすると、ここで教育長は給食費納入事務の一部を学校長に委嘱して行うことができるということは、

総務省の案に従えば、もうこれこの規則そのものが抵触していることになっているのですよね。

そしたら、当然この時点で今のような考え方がされて、公会計にすべきであったのかもしれないですよね。ですから、これからコンプライアンスをするために、この条例を設けるのだというところでは、僕は余り説得力がないのではないかと思います。ですから、僕は教育委員会でこれを了承したのは、本当にみんな教育委員会で全員が一致したのは、このこういうような公会計にすれば、学校の先生方の負担が、給食費を集める負担が軽減される、その軽減された分を子どもたちとのために、あるいは子どもたちのことを考える時間もふえると。それからふれ合う時間もふえる。だから、その教育委員会としてはこれを出すことは、先生たちのことを考えたらいいいことではないかということが、主な理由だったのではないかと思います。

ですから、その辺のところはちょっとコンプライアンスを前面に出しますと。住民にまたこういうことあるのでないかと、いろいろな説得力にちょっと欠けるようなことがあると僕は思いますので、コンプライアンスのところは控え目にした方がいいのではないかというふうに思います。

○委員長（佐々木勝男君） 3番の町の考え方の部分の文言修正をお願いしたいということですね。

○3番委員（後藤眞琴君） 文言だけではなくて、基本的な考え方です。

○次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） いま後藤委員さんがおっしゃられた、やはり教育現場のほうに町が徴収管理をお願いしていて、かなり教職員の方に負担を強いていたという事実もございます。やはり教育委員会として一番は、やはり教職員等がこういう徴収業務をしなくて、教育のほうに力を入れていただくのは一番だというふうに考えておりますので、後藤委員さんが言われたように、やはり一番は教師の負担の軽減ということで考えております。ですから、この辺も町の考え方、最初にやはり教師の負担の部分を持っていったらいいのではないかというふうに考えておりますが、この辺でご審議をいただきたいと思います。

○委員長（佐々木勝男君） 修正ということになるのですか。

○次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） その辺は、あくまで案ですから。

○委員長（佐々木勝男君） これは案なので、6ページの3番の町の考え方の部分の文言、もう一度見直して修正かけるということになりますか。

○教育総務課係長（小南友里君） では、1つ補足説明をさせてください。教育委員さん方の、先生方の子どもとふれ合う時間をつくってほしいということで、この公会計化ということの方向に賛成いただいているということで、今お話しいただいたところでした。町のほうで公会計

としてお金を、給食費を集め、町の会計に歳入として入れ、町の会計として運営するための根拠ということで今回給食費条例というものが必要になるということで、提案させていただいておりました。ここで、文科省の通達だと、することは差し支えないというような、できる限りしなさいということではなくて、することもできるよというような曖昧な表現で、全国的にそういったところでいろいろな弁護士会やらいろいろなところで議論が起こっていて、実際自治体として公会計化、条例化して公会計化するというような動きがふえてきているというような状態があります。

美里町でもはっきり町の会計に歳入を入れて、徴収していくという部分で、この条例をつくることで、よく保護者さんが滞納する方ですと「頼まれてもいないのに給食を出されて」というようなことを学校の先生に言うような方もいらっしゃるって聞きます。この条例で保護者が義務を負うというような部分も、4条の2号にはっきりと規定する。このように給食運営においては保護者が連帯納付する義務を負うものとするということで、条例ではっきり決めることによって、当然保護者も給食費を納めなければならないというところもはっきりしますし、また、町長が学校給食に関し給食費徴収する部分についても、4条の部分で給食費を徴収するということを決めて、この条例化されることで町が給食費を集めることが条例によってはっきり明確化されるということがありますので、町の会計として、公会計として処理するためには、この条例化というのがどうしても必要である、まあ、明確化するためにはやはり条例化することが必要であるということで、今回提案させていただきました。

○4番委員（千葉菜穂美君）　そういう形になっていますと、やっぱり私会計と公会計の比較というのが必要ではないかなと思います。不動堂中学校のほうは今まで私会計で、これから公会計というお話を聞きまして、私は初めてこの間委員になったばかりですけれども、やっぱりここで資料か何かで比較があつて、こういう公会計のほうがいいですよみたいな感じのことがあつたほうが、本当の意味というか、一般の親御さんの理解も強くなるのではないかなと思います。

○次長兼教育総務課長（渋谷芳和君）　教育委員さんには、協議という形で私会計と公会計のデメリット、メリットについて、説明はしているのですね。確かに一般の方につきましては、今回パブリックコメントの中にはその公会計と私会計の比較というか、メリット、デメリットについては掲載いたしませんでした。その辺は不足だったのかなと思います。

○委員長（佐々木勝男君）　ほかにいいですか。あと何か。

○3番委員（後藤眞琴君）　基本的なことなのですが、これパブリックコメントを求めたのは教育委員会ですよ、これ町ですか。

ここで町の考え方というのを、僕たちが、町の考え方を選択して、ここで議論を今してるわけではない。これ、教育委員会としての考え方ですね。

○教育総務課係長（小南友里君） 失礼しました。では、その部分、こちら公表する際は、教育委員会の考え方ということで、修正して公開することにさせていただきます。済みませんでした。

私が町のパブリックコメントの様式をそのまま使ってしまいまして、失礼しました。そのように変更いたします。

○委員長（佐々木勝男君） そのところ確認いたします。6 ページ上部に枠があるのですね、参考様式6、ナンバー、項目、意見等の概要、「町の考え方」。この「町の考え方」というのを「教育委員会の考え方」という文言でいいのですね。直すことになる、大丈夫ですね。

それでは、6 ページの欄のところ、枠の中、最後のほうの、町の考え方というのは、この「町」というのは「教育委員会」というふうに訂正をお願いします。

○3 番委員（後藤眞琴君） それから、これ全部（案）ですものね。まず、さっきはコンプライアンスのこと言いましたが、これ、「競合するものではないと考え資料の提示はしませんでした」とありますけれど、どうして競合しないのかということを説明する必要があると思うのだよね。その辺のところをね。

それから、2 番目も同じように、先ほど出ましたこれね、そうですね。これも、なぜ比較する必要がないのかと。もし比較する必要があるのだったら、先ほど千葉委員さんからお話ありましたように、やっぱりこれ比較しないといけない。そのところもちょうんとしたほうがいいのではないかと思います。

それから、次また、7 番目のところもまた、私会計と公会計とかそういうことになって、このところもきちっと理由を。まあ、比較する必要があると。そのところを、この意見の募集をした際に説明したところは不十分だったというふうなところで、教育委員会として認めたほうがいいのではないかと思います。

○委員長（佐々木勝男君） 6 ページの1 番の考え方の中に、「競合」という文言、2 番目のところの考え方に「比較」という文言、8 ページの7 番のところの考え方に「比較」という文言がある。これについて後藤委員のほうから質問あったわけですが、このことについて事務局のほうから説明いただきます。

○次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） いまご指摘受けた部分については、この場ですぐこちらのほうからこのように直すということは、ちょっと時間がかかりますので、この場ではお示し

できませんので。

○3番委員（後藤眞琴君） 委員長、文言の訂正でなくて、この比較する必要があるのか、ないのかというね。もしその比較する必要がないのだとしたら、その理由を説明して、資料提示しなかったと。比較する必要があると、千葉さんの意見で、僕も同じ意見です。比較して初めて住民に、だから公会計にしたほうがいいのですと。それを教育委員会としては、先ほど申し上げましたように教職員の負担軽減。それから、ほかにいいことあるのだ、いま僕も考えつきませんけれど、そういうことを挙げて比較する必要があるとしたら、もしそれを教育委員会として認めるとしたら、資料を提示しなかったのはこちらの考えが足りなかったとかいうようなところになるのでないかと思うのですけれど。その文言は、文言でなくて考えが足りなくて、こうこういうわけだったので、その比較する必要が、改めて考えたらこういうこと、やっぱり提示したほうがいいと思うとかね、そういうふうな格好で教育委員会としてはそこで一致するのだったらそういう形で直していくと。

○委員長（佐々木勝男君） 補足する言葉が出てくるだろうということですかね。先ほど次長のほうから後日その文言について検討させていただく、補足する文言があればそこに補足するということになると思いますというような意味のことを話されております。今すぐ、本日この作業ができないと思いますので、改めてということになると思います。

ちょっと休憩をとります。

午後2時35分 休憩

午後2時50分 再開

○委員長（佐々木勝男君） 再開します。休憩前パブリックコメントの教育委員会の考え方ということで進めさせていただきました。このパブリックコメントの教育委員会の考え方の文言等でほかに質問、意見ございますか。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 委員長よろしいでしょうか。その前に、本日の議案の中に4条の第2項を新たに追加しておりますけれども、パブリックコメントを求めた条例案にはその4条の第2項の部分についてはございませんでした。パブリックコメントを求めてからの条文の追加については、改めてまたパブリックコメントを求めなければならないということですので、本日議案として提案しているのですが、もう少し整理させていただきたいと思いますので、当然この4条の第2項については削除という形で考えていただきたいと思います。

○委員長（佐々木勝男君）　いま次長のほうから提案ございましたように、美里町学校給食費条例（案）第4条第2項、「前条に規定する保護者から徴収する学校給食費は保護者が連帯して納付する義務を負うものとする」と。これを修正案では追記されていると。追記したものについてはパブリックコメントが必要となるということでございますね。

したがって、この文言については削除をお願いしたいということでございます。委員の皆様ご理解いただけましたでしょうか。ただ、この削除によって効力を失うとか、そういうことは特にございませんか。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君）　4条の第2項については先ほど小南係長が説明したように、保護者に対する給食費の納付の義務を、その辺を明文化したものでありますけれども、これについては当然削除しても差し支えないと考えておりますので、この辺を整理しながら、本日議案として提案しているのですが、パブリックコメントの教育委員会の考え方の修正もございますので、議案については次回まで継続審議という形でお願いできればと考えております。

○委員長（佐々木勝男君）　それでは、次長からも提案ございましたように、12月の議会までにもう1度教育委員会定例会がございますが、この定例会が11月25日にございます。そこでは最終的に決定ということに運びたいということでございます。それで、それに向けて、教育委員会の考え方の欄、No.1から8までございますけれども、それぞれの項目の中で委員として確認しておく必要があらうかと思いましたので、皆様のご意見をいただきたいと思います。

例えばですよ、1の項目で、教育委員会の考え方、「競合するものではないと考え、資料の提示はしませんでした」という文言がございます。表現の仕方で、ここについてはこの表現でよろしいのかどうかとかいうことを委員で確認しながら、それを参考にしてあと事務局のほうでパブリックコメントの回答について表現上検討していただければと思っております。

○3番委員（後藤眞琴君）　この教育委員会が1つずつ、基本的な考え方はどうなのだというところをここで確認して、その確認したことに沿って文言をしていけばいいのではないかなと思うのですけれどもね。ですから、ここで1番目として問題になるとしたら、「競合するものではないと考え」と競合するものではないと教育委員会が考えるのかどうかということですね。そうすると、これは、少なくとも競合するという言葉が適当かどうか考える必要がある。重複している部分はありますよね。それを認めた上で、あと文言を考えるようにしたらどうなるか。

当然重複している部分は、条例が議会で認められて、4月1日から施行されるわけですね。そしたら、そっちのほうは条例が優先することになりますので、当然改正しないとならないで

すね。その辺のところをそういうことを説明しておけば、丁寧に説明しておけば理解いただけるのではないかと思います。

○委員長（佐々木勝男君） 一つ一つ採決をすることはありませんけども、ご意見としていただいたことをもとにして文言のところを表現していただきたいというようなことでございます。

○2番委員（成澤明子君） 後藤委員さんと同じなのですけれども、調理施設運営規則第3条給食費、第4条は給食費の納入、5条は日割り計算になるということについて定めてあるので、やっぱり「競合」という言葉は適当かどうかわかりませんが、重複はする部分もあると思います。それで、議会で議決してから削除ということであるのなら、やっぱりそういったことを、こういうわけで資料の提示はしなかったとかという理由をはっきり書けば、保護者の皆さんが納得するのではないかなと思います。

○委員長（佐々木勝男君） 2番目の項目はどうですか。

○2番委員（成澤明子君） 後藤委員さんのほか、あるいは教育長さんが休憩で説明されたことは本当に血の通った現場の状況を説明していただいたものと思います。そういうことを理由の説明として書くことは大変必要なことだと思います。その上で、公会計と私会計について総務省から地方自治法のことと抵触するのではないかとといったこともあるのだという、3番になるのでしょうか、私言っていること。そういったこともやはり書く必要があって、理解を求めることができるのではないかと思います。

○委員長（佐々木勝男君） 2番と3番が重なってしまった。共通しているところがございませぬ。

○3番委員（後藤眞琴君） これ、2番目はね、「本条例に公会計に一本化されることから」と、どうして公会計にしたほうがいいのかという説明をして、そのためにこの私会計と公会計を比較する。その比較するのに何を比較するのかということ、今度問題になってきますけれどね。

例えば教育委員会としてだったら、僕は先生方の負担、私会計の場合はこういうふうになっております。公会計の場合はこうなっております。先生方の負担は公会計の場合ないですよとかね。ほとんどないと言っていいのですよね。それを教育委員会としては前面に出すと。それで比較を。何を比較するかが問題になってきますからね。例えば、お金の集まり具合とか比較すると、あるいは私会計のほうがお金の集まり方よくなると、ちょっと、その比較するものを選んで、教育委員会としてはあくまでも子どもたち、先生たちの立場で。それで、参考意見としてはこういうことありますということ、集まり具合ですね、参考意見として書いておくのも必要だろうと思う。

○委員長（佐々木勝男君） 3番などは。

○3番委員（後藤眞琴君） 質問なのですが、今までの美里町の教育委員会で将来の学校給食無料化というようなこと、話し合われたことあるのですか。それで無料化した方がいいとかという意見が教育委員会としてあったのですか。これ質問なのですが。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） よろしいでしょうか。この給食無料化ということは教育委員会の場では話し合われたことはないと認識しております。この話が出てきたのは、10月に行いました「給食センター基本構想」返却に伴う住民説明会の場におきまして、そういった無料化の提言をなされた住民の方がいらっしゃいました。それをさきの10月の定例教育委員会の際に、このような意見があったことを委員皆様にお伝えしていたという事実ではございますけれども、この学校給食の無料化について議論、討論されたことはなかったと事務局は認識しております。

○委員長（佐々木勝男君） 3番のほうの表現上の工夫、この点について。

○3番委員（後藤眞琴君） ここ3番目のところ、「給食費の取り扱いをより明確化し」というところはどのようにして明確化するのかを明らかにして、明確になるのではないかと。

コンプライアンスの点は先ほど申しあげましたように、総務省と文部科学省の意見が違ってしますので、これは触れないほうがいいのではないかと。入れないほうがいいのでは。

○委員長（佐々木勝男君） 4番は特にいいですか。

○3番委員（後藤眞琴君） これはパブリックコメントの意見を尊重して、こういうふうにするということですね。ですから問題ないですよ。

○委員長（佐々木勝男君） 5番、これも文言の修正です、特にいいですか。6番は。

○3番委員（後藤眞琴君） これは先ほど次長さんの説明にありましたように、保護者への説明も行っているし、これから行うのだということを具体的にもう少し書いたらよろしいのではないかと思います。

○委員長（佐々木勝男君） 先ほど次長さんのほうから2つ出ていましたね。それを表現するということですね。7番は。

○3番委員（後藤眞琴君） これも先ほどと重なる部分ですよ。これまとめていただいたのと、概要を改めて見ますと、公会計なのが理解できない。公会計にする理由を、もしこのまま分類してやるとすると、やはり教育委員会として公会計にしたほうがいいのだという理由の説明を丁寧にしたら、納得していただけるのではないかと思います。

○委員長（佐々木勝男君） 2番の項目の考え方とほぼ同様な考え方を述べて欲しいということ

ですね。次の最後のところ、8番。特によろしいですか。補足することだとか、いいですか。

○3番委員（後藤眞琴君） 規則と条例はどんなふうに違うのですかね。

○委員長（佐々木勝男君） 次長さんのほうから。規則と条例の違いは。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 条例につきましては、議会の議決を得ながら制定ということになりますけれども、規則につきましては教育委員会であれば教育委員会の中で審議していただきながら制定や改正ができます。ですから、条例につきましては議会、そして規則については教育委員会内での審議ということになります。

○3番委員（後藤眞琴君） 拘束力みたいなもので何か違いあるのですかね。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 済みません、その辺は説明しかねます。

○3番委員（後藤眞琴君） 理由になるかどうかわからないのですが、これパブリックコメントで意見述べた人の意見を理解しようと思って、いろいろ少し勉強させていただくと、地方自治法というのがあって、この第3章の「条例及び規則」、第14条に括弧書きで（条例罰則の委任）となっていて、2項目には「普通地方公共団体は、義務を課し、または権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない」となっているのですね。これに基づいて条例にしたほうがいいと考える訳ですね。

ということが考えられるのでないかと思うのです。その辺のところは専門家に確かめて、それをすれば、このなぜ条例にするのかというのに答えられる。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 済みません、ちょっと今舌足らずのお答えになってしましまして、ちょっとその辺、地方自治法に基づくものとか、いろいろその詳しいものについてはいま資料がないものですから、詳しく説明できませんので、後ほど説明いたしますので、よろしくお願いします。

○委員長（佐々木勝男君） では、8番まではご意見をいただきましたが通してみても、1番から8番まで通してみても、何か落ちている点とか、補足する点ございましたらお願いします。なければあと、一度この件については閉じるということになります。よろしいですか。

それでは、先ほどから出ていますが、ご意見をいただいたことをもとにして、事務局のほうで教育委員会の考え方の文言について修正分を作成して25日の定例会には条例の案の、そして規則の案、コメントの回答である教育委員会の考え方の案、文言について再確認、最終的に確認をして承認をいただくというようなことで進めていきたいと思います。ご了解いただけますでしょうか。

（「はい」の声あり）

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 済みません、委員長よろしいでしょうか。

ここまで進めていただきましたら、本日のメインでは議案の第18号条例（案）の文言の確認などをしていただきたいと思います。今パブリックコメントの基本的な考え方、そういったものを中心に行いましたが、この条例案が教育委員会のほうでお認めいただいた後、町長が議会に対して提案させていただくということになりますので、こちらの条例案につきましても皆様方からご意見をいただいておかないと、次回にすぐ決議ということにはならないかと思いますので、済みませんが戻っていただきまして、その部分もご審議いただきたいと思います。

○委員長（佐々木勝男君） 発言がございましたので、このことについてご意見をいただきたいと思います。

1 ページの美里町学校給食費条例（案）、第1条から第9条までの文言がございます。特に先ほどは第4条第2項については削除ということでございますので、ここは削除していただいて、全体を通して文言、整合性、そのほかいろいろあるかと思うのですが、委員の皆さんからの発言をお願いしたいと。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 度々済みません、委員長、補足でよろしいでしょうか。

さきに召集告示とともに皆様方に資料として差し上げたものについては、一度パブリックコメントをお出しする際にお示ししました条例の素案そのものでございました。今回、きょう配付させていただきました案につきましては、先ほど委員長がお話されたとおり、第4条第2項が載っておりますが、それは削除させていただくことになっていますが、唯一大きく変わった点は第5条でございます。第5条におきまして学校給食費の額は規則で定めるとなっておったものを、別表に掲げる額を上限とし、町長が定めるとなった点でございます。その別表につきましては、2 ページ目のほうに出ておりますので、その部分が以前から皆様方にお示していた素案とは大きく異なる点でございますので、その部分も含めましてご審議いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木勝男君） 第5条については重点的に目を通して検討してくださいということでございます。

○3 番委員（後藤眞琴君） 僕が呑み込みが悪いというか、別表に掲げる額を上限とし、町長が定めるといのですが、この上限とは町長が定めるときは何が基準になるのですか、学校給食の額は。これは上限だというのわかるのですけれど。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） よろしいでしょうか。それでは、学校給食費の額の決定につきましてご説明させていただきたいと思います。さきの教育委員会でも2度、3度と審議

いただいておりますが、「美里町学校給食調理施設運営委員会」におきまして、学校給食費の額はどうかを審議いただきます。それに基づきましてその委員会の答申を教育委員会に出していただきます。そして教育委員会では小学校、中学校、幼稚園の給食費について金額を決めさせていただいております。それは1日の単価で決めておりますので、その1日単価に年間に行う実給食数を乗じた金額が1年間に保護者に負担していただく金額となることになります。

その上限額が先ほど小南係長も一番最初に説明したのですけれども、別表に掲げる4万4,000円、5万5,000円、6万6,000円がその上限に当たるということですので、その金額を限度にして町長が定めるというのは、今お話しした運営委員会から答申を受けて教育委員会で決定するまでの価格の決定までのことを言っております。

なおさら、町長がこれ決定する事項でございますけれども、町長から教育委員会が事務委任を受けておりますので、本来は町長が決定すべきものが教育委員会で決定しているということでございます。

○委員長（佐々木勝男君） 条例のほうはいいですか。特にございますか。

○3番委員（後藤眞琴君） あと、その専門家に見てもらって、何か問題点がないのかどうか。よろしくをお願いします。

○委員長（佐々木勝男君） それでは、条例のほうはよいということで。施行規則の方は。

○2番委員（成澤明子君） 質問です。3条の2なのですが、美里町立こごた幼稚園とふどうどう幼稚園を除くとありますが、この理由は何なのでしょう。

○教育総務課係長（小南友里君） この部分は、実情に合わせたということで記載しております。

現在、給食が提供されている幼稚園はなんごう幼稚園の1園のみです。なので、この規定が適用されるのはなんごう幼稚園のみということなので、この部分が入りました。

○2番委員（成澤明子君） はい。では、現在このこごたとふどうどうの場合は実施していないので、その事実に基づいてそこを除くというものです。

○委員長（佐々木勝男君） 施行規則のほうは一読されましたでしょうか。

○3番委員（後藤眞琴君） これ、ちょっと字読めないのあるのですが、よろしいですか。

第5条の3項目。町長が第1項に規定する納付の期限により、これ何て読むのですか。「より難い」ですか。納付期限により難い。

○委員長（佐々木勝男君） この文言で理解いただけるかということ。

○3番委員（後藤眞琴君） わからないので、今何て読むのかなと思いました。「よる」というのは「頼る」の、影響するの「よる」です。制限に影響しがたいと認めるときはという意

味ですか。依頼の「依る」ですか。ちょっと読んでわからなかったの。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長よろしいでしょうか。この規則につきましては、条例が制定後、教育委員会でもう一度審議していただくものですので、それまでの間に確認させてください。申しわけございません。

○委員長（佐々木勝男君） 条例制定後ということで、このところもう1回見直すことになりますので、ここに疑問符をつけてください。

○2番委員（成澤明子君） 日割りであるとか、日割り計算であるとか、納入の仕方であるとか書かれているのですが、調理施設運営規則の給食費、そこにもやっぱり日割り計算とか入っていますね。重複はしないのでしょうか。

○教育総務課係長（小南友里君） その重複部分を教育委員会のほうで当然改正する必要がございますので、そちらは、こちら施行規則をつくる段階で、そちらの改正というものもあわせて重複しないようにします。

○2番委員（成澤明子君） 運営規則のほうを改正するという。

○教育総務課係長（小南友里君） 規則を改正です。

○委員長（佐々木勝男君） よろしいですか。ほかにございますか。ないようでございますが、先ほどの第5条の3項の「納付期限により難いと認めるときは」という表現については、再度検討するということになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

一応、条例及び規則について文言、確認をさせていただきました。

最終確認については定例会で再度確認ということにさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

あと、この件で意見なければ、審議事項の第2の議案第18号 美里町学校給食費条例（案）については終了させていただきます。ありがとうございました。

日程第3 「美里町小牛田地域学校給食センター基本構想」返却にかかる住民説明会について

○委員長（佐々木勝男君） 次の協議事項、日程第3「美里町小牛田地域学校給食センター基本構想」返却にかかる住民説明会について、事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長よろしいでしょうか。この協議事項につきましては、さきの定例会におきましても委員皆さんに報告という形でさせていただいております。その中で確認されたことは、住民への説明会については3回行いましたが、それ以上の部分はどうかというようなお話をさせていただいております。

これは要望等がありましたら、説明会も開催すべきではないかといったことでのご意見をいただいております。

また、平成22年にいただきました4,000筆の署名簿についてのお話もいただきました。その中で、署名の代表者である方について、改めてお話し合いに行った方がいいかどうかの確認をした上で、謝罪に出向いてもよろしいのでないかということで、教育委員会ではお認めいただいているところでございます。

それを受けまして、事務局で代表者の方に連絡させていただきました。代表者の方も仕事がいろいろ忙しいようでございまして、なかなかお会いできる日付が確定できませんでしたが、あした、13日の午前中であれば仕事の都合もつくので、お会いできるということでのお約束ができた次第でございます。ですので、あしたの午前中に教育長、あとは教育総務課長、課長補佐の3名で代表の方の自宅に伺うという予定で考えております。その中で、代表者の方から1つ要請、要望がありました。お越しになっていただくのはよろしいですけれども、「何か文書とかいただけるのでしょうか」というようなお話でございました。そのことにつきましては、約束はできませんが、教育委員会の臨時会が近々ある予定ですので、その部分でもう一度お話し合いさせていただいた後、当日伺わせていただきますというような回答をさせていただいております。

この場では教育委員会としまして、その自宅に伺う際に口頭だけでの説明でよろしいのか、やはり文面でのお詫びを含めたものを提示した方がいいのかということ、この場でご協議いただきたいと思いますので、委員長よろしくお取り計らい願います。

なお、先ほど教育長ほか2名というような説明をさせていただきましたが、その理由といたしまして、さきの定例会のほうでもお見せしたとおり、署名要求書の宛名は当時の教育長宛てでございました。教育委員会宛て、教育委員長宛てではなく、教育長宛てでいただいた署名要求簿でありましたので、今回は教育長ほか2名でお邪魔させていただきたいというのが先ほどの説明でございますので、その点もつけ加えて説明させていただきます。

それでは委員長よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（佐々木勝男君） 明日、この件については、11月13日午前中、教育長、次長、補佐という3名でお伺ひしたいと。そしてそのとき代表者の方から文書の確認がございましたので、文書をしたためてお伺ひしたほうがよいかどうかということで、委員の皆さんの意見をいただいて進めたいということでございます。

○3番委員（後藤眞琴君） まず、行く人ですけれど、どうして教育委員長が行かないのか。外

してある理由は、教育長が書面を受け取ったというのが理由ですよね。それを、教育長が書面を受け取った場合には、法律では事務を教育委員会から委任されているわけですよね。それで、教育長は教育委員会の指揮監督のもとに事務をつかさどることになっているわけですよね。そうすると、当然教育長が書面を受けた場合には、こういう書面を受けましたということを教育委員会の代表である教育委員長に報告して、それで教育委員長がどういう取り扱いをしたらいいのかということ、今度教育委員会に諮るべきだと思うのですよね。

ですから、責任者はあくまでも、直接受け取ったのは教育長ですけど、教育委員会なのですよね。それを代表するのが教育委員長ですから、当然教育委員長が先頭に立って謝罪なりしなければならない問題だろうと思うのですが、その辺のところ、教育委員の皆さんがどのように考えておるか。僕は先ほど言いましたコンプライアンスの問題でないかと思うのですよね。あと教育委員の皆さんにご意見を伺いたいと思います。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長よろしいですか、補足ですが、先ほどお話した件で、教育委員会に提出された署名要求簿ということでは間違いないと思うのですが、その宛名が、署名簿の冒頭に当時の教育長のお名前が書いてあったわけなのですよ。

美里町教育長、当時は高橋教育長ですけども、名前が入っておりました。ですので、教育長に提出されたものと事務局でも判断しましたので、先ほども今回その代表の自宅に伺うのは教育長でよろしいのかなと考えたことでございます。

ですので、いま後藤委員が言われたことは、私たち事務局の認識不足かもしれませんので、委員のご意見をもとにしまして、もしも委員長の都合がつくのであれば、委員長も同行していただければなおさらよろしいのかなという考えはあることも、申し添えさせていただきます。

○委員長（佐々木勝男君） 委員の皆さんからの意見をいただきたいと思います。

○4番委員（千葉菜穂美君） 私も委員長の都合がよろしければ、同行した方がいいかなと思います。

○2番委員（成澤明子君） この問題が物すごく大きな問題になってきた経緯がありますので、やっぱり委員長も出席して、理解をいただくということがやっぱりいいのではないかと思います。

○委員長（佐々木勝男君） まあ、ご要望ですか、各委員の皆さんからのご意見をいただきましたので、委員長も出席というようなことでございますので、私も行きます。具体的なところは後で、あした行く方と時間的なことを相談させてもらいたいと思います。

この件はよろしいですね。あとは文書の件ございました。その文書について、持っていった

ほうがいいのか、持っていないほうがいいのか、これも確認したいと思います。ご意見いただきます。

○3番委員（後藤眞琴君） 質問ですけど、この書面を受け取ったのは佐々木教育長さんですか。前の教育長さんですか、その辺。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 先ほどもお話ししましたが、前教育長でございます。

○3番委員（後藤眞琴君） もう1つ、そのときどのような受け取り方をなさったわけですか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 私もその場にいたわけでも、当時から在職した訳ではないですが、報道機関等の記事を見ますと、代表の方ほか数名が教育長のもとを訪れまして、署名簿を教育長に手渡されたというふうに解釈しております。

○3番委員（後藤眞琴君） そのとき当時の教育長さんは、何かおっしゃったのですか。その受け取ったときに。特別、受け取っただけ、これを何とかしますとか、特別何もコメントはしないで受け取っただけと解釈してよろしいわけですか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） いま手元に資料がないので、その部分をすぐお答えできないのですが、ちょうど新聞記事の部分を資料としてとっておりましたので、その部分は事務所に戻ればお答えできるかと思います。

○3番委員（後藤眞琴君） 委員長、この謝罪文を出すべきかどうかを考えるに当たって、当時どのような書面を教育長が受け取ったのかね、どういう受け取り方をしたのかともかかわってくるのではないかと思うのね。それでお聞きしているのですけれど。

○委員長（佐々木勝男君） 暫時休憩をとります。

午後 3時50分 休憩

午後 4時00分 再開

○委員長（佐々木勝男君） 会議を再開します。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長よろしいでしょうか。先ほど後藤委員のほうから22年12月に署名簿が提出された際、当時の教育長がどのようにコメントをしたのかということは、当時の報道機関の記事がありましたので、そちらのほうを読み上げさせていただきます。

当時の教育長でございますが、この署名簿をいただいた際に、「検討させていただきたい」と答えた、そのように新聞には載っております。以上でございます。

○3番委員（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでなのですが、文書の原案をただいま用意させてい

いただきました。各委員にお配りしたいと思います、委員長よろしいでしょうか。

○3番委員（後藤眞琴君） ちょっと待つて。その前に、謝罪文を出したほうがいいのかどうかを話し合って。気持ちはわかりますけれども。

○委員長（佐々木勝男君） では、謝罪文を出すか出さないかということでご意見をいただいて、その後でこの謝罪文について検討していただくことにいたします。

出すことについてはよろしいですか。謝罪文を出すということについては、ご意見は。

○2番委員（成澤明子君） やっぱり現在の教育委員会がこうしたことを考えているということをしちゃんと文書にあらわして、謝罪をして理解をしちゃんといただくという意味で、やっぱりあったほうがいいと思います。

○委員長（佐々木勝男君） ほかにございますか。同じ意見でも結構です。

○3番委員（後藤眞琴君） 僕もそのとおりです。

○4番委員（千葉菜穂美君） 私も同じです。

○委員長（佐々木勝男君） では、謝罪文を出すということでご意見をいただきましたので、出したいと思います。各委員の皆さんに配付いただきましたので、御一読いただければと思います。ご意見いただければと思います。

○3番委員（後藤眞琴君） これ、最後の段落のところがこの謝罪文ですね。これ、気になるのが、「重く受けとめておりましたが、教育委員会で具体的な対応を行っていませんでした」これ、重く受けとめておりましたがの後に、なぜ教育委員会で具体的な対応を行っていなかったのかを、説明する必要があるのではないかと思いますので、どうでしょうか。

もう少し説明させていただきますと、この「重く受けとめておりました」が、その重く受けとめるという行為がないのに、それがどういうふうな意味合いを持っているのかということにかかわってくる。普通に読みますと、重く受けとめておりながら、何もしないことなどあり得ないのでないかと。重く受けとめておったのだけれども、こういう理由があったので具体的な対応ができなかったとかがないと、受け取った方はやはり納得できない部分が出てくるのではないかなというふうな、余計なこと考えるのですけれど、どうでしょうか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長、よろしいですか。いま後藤委員言われたことはごもっともだと思っておりますが、その後、教育委員会が行った行為そのものが、重く受けとめていたのかどうかというのは行動では示されておられません。はっきり申し上げます。重く受けとめておったのであれば、基本構想の再提出などはなかったと思います。修正もなかったと思います。それは、当時の教育委員会はそれを行っていたというのは事実でございますので、

それは変えられないと思います。

ですので、その理由をここでまたあえて書けとなると、それはすごい大変な作業になるのかなと思われま。以上です。

○2番委員（成澤明子君） はい、今の件です。寒河江さんからそのお話を聞いて、もうはつきりとわかったのですが、そうしましたら、「重く受けとめておりましたが」を全く削除してしまいまして、読んでみますと、「凍結を求める要求署名につきましても、教育委員会で具体的な対応などを行っておりませんでした」で、その間に、「しかしその後、4,000筆の署名の存在は、取り下げ、白紙撤回するに至った大きな理由の1つとなりました。代表の方や署名に取り組まれた方々のお気持ちや御苦勞を察するに当たり、これまで不誠実な対応であったことを深く謝罪いたします。」ということでどうでしょうか。

○3番委員（後藤眞琴君） 委員長、いまの意見で僕も賛成ですね。

○委員長（佐々木勝男君） もう1回、よろしいですか。

○2番委員（成澤明子君） いいでしょうか。重く受けとめていた事実がなければ、重く受けとめた理由もないわけですので、そのところは全く削除していいのかなと思います。それで、「つきましても」のところに「しかしその後、4,000筆の署名の存在は、取り下げ、白紙撤回するに至った大きな理由の1つとなりました」という言葉を入れたらどうでしょうか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 重く受けとめていたと言いながら、反対のことをしてしまったと。

○2番委員（成澤明子君） あとは「取り組まれた方々のお気持ちや御苦勞を察するに当たり、これまで不誠実な対応だったことを深く謝罪いたします。」ということでどうでしょうか。

○委員長（佐々木勝男君） あとは生かしてね。ほかに文言修正のするところございますか。それでは、文言をちょっと直していただいてください。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 確認でございますが、下から6行目にあります「重く受けとめておりましたが」という文字を全文削除しまして、「署名要求につきましても教育委員会で具体的な対応等を行っておりませんでした」と、そこから「しかし、4,000筆ものその署名要求は白紙撤回に至る大きな一因となっております」ということは述べるということですね。わかりました。

○委員長（佐々木勝男君） この直していただいた文書を持って行きます。差出人は委員長で。明日の件については、終わったら確認をお願いします。

○教育長（佐々木賢治君） 済みません、1つ、あしたの訪問ですが、最初は委員長の命令を受

けて、教育長が誠意を示せばいいのかなということで、事務局で案をお示ししましたが、後藤委員さんから言われたとおり、やはり筋をきちっと通すということで、委員長と教育長がお邪魔すれば、あと事務方は課長補佐だけでいかがでしょうか。教育次長は事務所で公務をしてもらうと。教育長が行けない場合は次長でと事務局では考えるところです。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長、もう1点よろしいでしょうか。時間も押していますが、この件につきましてでございます。この説明会におきましては、いろいろな、ほかにも意見がございました。町の広報誌にこういった意見を掲載したらいいのでないか、ホームページにはどうだかというようないろいろな意見がございます。それについての明確な答えはまだ出ておりませんが、広報の担当者とのやり取りの中では、広報誌に載せるにはやはりスペース上の問題があつてなかなか厳しいのではないかとございまして、でございます。ですので、今後のそのホームページのほうの掲載、できるかどうかということも当然ホームページの責任者は町長でございますので、それと協議を進めていきたいと思っております。ただ、その載せる項目につきましては、教育委員会できちんとお認めいただいた内容でないといけなと考えておりますので、それについては次回以降またお示ししたいと思っておりますので、引き続きこのことについてご意見いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

最後の1点でございます。その説明会のことにつきまして、町民の方から改善要請なども事務局のほうにメールで寄せられております。昨日ですね、委員長宛てに送られてきたものでございますけれども、それについては、きょうこの段階ではすぐ対応できるものでございませので、これも次回以降に皆様方のほうにお示ししながら、協議していただきたいと考えておりますので、報告だけに済ませさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（佐々木勝男君） ただいま事務局のほうからご説明をいただきましたが、よろしいですか。継続ということになります。

○3番委員（後藤眞琴君） それはもう結構なことなのですが、1つ教育委員会をお願い。せっかく説明会2回にわたってしまったので、そこで教育長さん、教育委員長さんが答えたことを、もう一度洗い出して、それで一括して教育委員会でどういうふうな対応をするかということをしておかないと、またこのことについてはどうですか、というようなことになって、その度にまたこの問題が上がってくるようなことを避けるためにも、きちっと答えたことに対して教育委員会はこういうことをしますと、みんなで話し合ったほうがいいのではないかと思います。

○委員長（佐々木勝男君） ご意見をいただいたとおりに、皆さんが受けとめていただければと思います。このことについては、広報の掲載とか説明会のまとめのことについては、後日とい

う事でよろしくお願いします。

それでは、日程第3の住民説明会については以上でございます。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

次の日程第4に入る前に、説明員が入りますので、若干休憩をとります。

午後 4時32分 休憩

午後 4時35分 再開〔説明員として今野課長補佐入室〕

協議事項 日程第4 美里町情報公開審査会の答申について

○委員長（佐々木勝男君） それでは、休憩前に引き続き協議を始めることにいたします。

日程第4、美里町情報公開審査会の答申についてということで、今野補佐が説明員として入っておりますので、今野補佐から説明をお願いしたいと思います。

○教育総務課長補佐（今野正祐君） よろしいでしょうか。教育総務課の今野です。本日はご苦労さまでございます。私のほうから情報公開請求にかかわる報告を若干させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、今回の情報公開の不服申し立ての件につきましては、8月の定例会でその経過説明を申し上げました。さらに、10月の定例会でその後情報公開審査会のほうから教育委員会に答申書をいただきまして、その経緯につきましても皆様のほうには説明していたところでございます。その後の状況について、本日は説明を申し上げたいと思っております。

過日、情報公開審査会の答申をいただいた後でございますが、先方、今回の不服申し立て人であります業者の方とまずはお電話でお話しまして、情報公開審査会のほうから後からこちらのほうで準備した書類を、まず先方のほうに見せて、その書類がまさしく先方が望んでいた書類であるかを確認した後、それを情報公開しなさいという答申でございましたので、請求の代表の方にその書類をお見せしたところ、まさしくその書類だということが確認できました。

それで、改めましてこちらのほうとしては行政文書の開示決定通知書というのを10月30日付、その業者の代表様宛て発送いたしまして、その開示を11月7日に行うというような通知を出しました。その通知で差し上げた、まさしく11月7日の午後2時、先週の金曜日でございましたが、業者の代表様と、それから部長様ですか、2名いらっしゃっていただきまして、当日は私のほかに課長も同席いたしまして、行政文書の開示を行ったところでございます。

今回の開示内容につきましては、答申書でいただきました汚泥のくみ取り量、その数量を示す書類ということでございました。それにつきましては再度お示しするとともに、先方のほう

から写しも欲しいということでしたので、コピーも差し上げております。

それで、その開示の際に、先方ともいろいろお話した結果でございますが、やはり最終的にも答申書にもございましたが、これまでのこの浄化槽管理業務にかかわる当初の設計の積算の仕方、それからその業務が終わった後の履行の仕方については、かなりこちらのほうに不適があって、不備があったということを認めるとともに、今後におきましてはもう少し丁寧な仕様書を業者に示すとともに、業務の完了の後はきちっとした形で完了報告を行いたいというお話を差し上げました。その結果ですが、おおむね先方にはご理解していただいたかというふうに認識しております。ただ、これは正式に書面等のやり取りにつきましては、先方からいただくという運びにもなりませんので、これはあくまでも話し合いの結果でございました。この件につきましては、審査会の答申をいただいたということは、一連の流れで終末は迎えたわけですが、今後やはりその内容でも先方から「まだまだこれでは物足りん」という話になれば、住民監査請求というような流れになっていきますが、先日の情報公開をもって先方にはご理解をいただいたというふうに当方では思っております。

主に先日の11月7日の情報公開の結果についてご報告申し上げましたが、皆さまのほうから何かあればお答えしたいというふうに思います、以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（佐々木勝男君） 美里町情報公開審査会の答申につきまして、経過を説明いただきました。10月31日に実施いたしました報告第41号の資料をごらんいただきながら、ご意見いただければと思います。

○3番委員（後藤眞琴君） 僕いまの報告を聞いてまた驚いたのですけれど、まず第1の驚きは、この答申書、情報公開審査会から出た答申書を読んで驚いて、本当に残念で教育委員会がこういう事務処理の仕方をしていたという、それも平成23年からずっと。それでは、22年それ以前はどうだったのだと。この情報公開を求められなかったら、依然としてこういうことが続いていたかもしれないですね。それをどうして教育委員会がわからなかったのか、教育委員会です。そういう教育委員会の体質になっているのではないかとということです。

それから、もう1つ、いま驚いたのは、この答申を受けた場合に、教育委員会でその答申の扱いをどうするかということは話し合わなければならないことになっているはずですね。それを前もってもうこういう話し合いをしましたと。そうすると、教育委員会というのは、全然あずかり知らないところでそういう教育委員会の運営の仕方でもいいのかどうかという問題がありますよね。それでは、まずこれを答申を3度ほど読ませてもらったのですが、まずその不

存在と教育委員会した文書が、後で存在することがわかったことについて、どうしてその不存在と決定する前にきちっと探さなかったのか。初めてその情報公開審査会からあったということ指摘されて、それでやったと。こんな話があるのだろうか、これが第1点です。

次、第2点は、先ほど申しました平成22年度以前の事務処理はどうなっていたのだと。今の説明聞きますと、この異議申し立て人の了承さえ得ればいいのだという態度がかなり見えているようなふうに聞こえたのですよね。そうすると、22年以前はどうなっていたのか。そういうこと。それから、美里町財務規則に違反していることをどうして気づかなかったのか。ほかのところではやっているのだと。それ、財務規則にのっとって。それを3年間、あるいはその前もやっているのかどうかわかりませんが、とにかく情報開示したのは22年から25年度までですね。それから26年度の今度のやり方についてもこれはあったということですけども、その辺のところ。

それから、この「教育委員会は適切な事務を行うため、意識改革をする必要があると考えるという審査会の意見を」。こういうことを教育委員会が指摘されなければならないのですよね。

こういうことで、教育委員会が事務事業をしていっていいのかどうかという根本的なことを問われているのですよね。

それから、その説明責任についても、「審査会から請求者の意図をくみ取って、理解を得られるよう丁寧な説明をしていれば、異議の申し立ては回避できた可能性もあったと思われる」と、こういうことを指摘されているのですよね。自分たちが法律、規則にのっとって、規則に違反してやっていて、当然あるべきものがないのを、ただ不存在だと。何の事務事業をやっているか、そのことに対する反省のかけらもないような説明の仕方ですよね。その辺のところ、これ読んで本当にもう驚いているのです。ですから、その辺のところは何も担当が悪いというわけでないですよ、これ教育委員会の問題ですからね。

それをきちっと事務事業を運営する場合にはこういうふうなやり方をしなければならない。後で提案したいと思いますけれど、そういうことをきちっと、これを契機にしていかないと、これ住民の不信がますます募りますよ、教育委員会に対する。これ本当に基本構想の二の舞を踏んでいるようなもので、これが明らかになったら、教育委員会というのはずさんな運営の仕方をしているという評価を受けざるを得ないような状況になりますね。僕はそういうふうに感じました。

○教育総務課長補佐（今野正祐君） 委員長よろしいでしょうか。いま後藤委員のほうからご指摘いただいた6項目ほどの部分について、それではもう少し説明をさせていただきたいという

ふうに思います。まずは、この業務につきまして、不手際がございましたこと、担当者として深くお詫び申し上げます。

まずこの業務についてですが、教育委員会が発注する業務につきましては、各学校施設の委託業務として年間20から30ほどの業務を発注しております。ほかの業務に際しましては、写真を添付したり、ほかの書類も整った中で履行確認している事実がございます。ただ、この業務に限っていえば、いま答申書でも指摘いただいたそのもの、まず履行確認の際の写真等の添付がなかったと。それで、本来手前どものほうで契約書とか、それから仕様書で求めている書類もあるのですが、それも添付せずにこれまで履行確認をしていたということは、これはまさしく事務担当者として不適切な事務をやってきたということは認識せざるを得ません。

それで、なぜこれがわからなかったのかということは、やっぱり第1番目だと思います。委員さんのほうからもいつからかというご指摘もございましたが、この業務につきましては保存期限が一応5年というふうに決まっております。ただ、過去にさかのぼって探した限りにおいて、やはり平成18年の書類を見つけましたけれども、やはり同じような業務体系であったということ。ただ、その18年からずっとこれまでなぜわからなかったかという疑問、当然だというふうに思います。まあ我々というか、私のこれは反省でもありますし、あと役所全体の反省になるかもしれませんが、やはりこれは何もなく業務を履行、毎年、毎年してきますと、これが当然というわけではないですけれども、きちっとしたものだとか、そういう感覚に陥ってしまうという、やはり傾向がございます。まさしくこの業務につきましては、本来仕様書でうたっているものが、添付がないということ自体で、これも添付してくださいということで、業者に求めて、その提出があった後、業務完了と認めるところだったに違いございません、これは。

ただやはり、この間、ずっとそういうやり方をしていたということで、この間見過ごしてしまったという事実がありましたので、これにつきましては先方にもお話ししましたけれども、決して先ほどの、これが、今までののがよかったのだということで問題を全部済ますつもりはございません。先方にも今後こういうことがないように、きちっと履行確認をしていきますということはお話した後、ご理解をいただいたというふうな認識であります。

まず、不備がわからなかったというのは本当にこれまでの、そうですね、担当者の意識がちょっと低かったということで、お詫びするしかございません。申しわけございませんでした。

それから、2点目の答申書の取り扱いについてということでございました。まず、不服申し立てにつきましては、関係機関は情報公開審査会に諮問しなければならないというのが情報公開条例の中でうたってございますので、これはどういう根拠だといいますと、不服申し立てが

あった時点で、それを受理した関係機関はその審査会のほうに諮問をしなければならないという事は、これは条例で決まっているから当然のことです。ただ、その経過につきましては、やはり教育委員会の中で説明をしてまいりましたし、あと答申書をいただいた時点では、その事務のやり方につきまして、やはり不適切なところがあれば、教育委員会かどうか、これは事務方が中心となると思いますけれども、どういうふうにそれを改善すべきかということをもう一度構築いたしまして、教育委員会の場でお示しして、ご理解をいただきたいというふうに考えております。

それから、3番目、書類が不存在としたものを当初気づかなかったのかということがございました。これにつきましては、先ほどのちょっと流れの説明の継続になりますが、当初はその書類をなくして履行確認してしまっていたということがございまして、情報公開を得たときは、まさしく行政文書としては存在していなかったという事実がございます。

ただし、審査会から、それではこれから後からでもいいので、その書類を相手方業者のほうから徴して示しなさいという指導をいただきましたので、その書類を後から業者から取り寄せたという事実がございます。取り寄せたことによってその時点で行政文書となりましたので、その後、相手方に確認していただきまして、これがまさしく情報公開した書類だということがはっきりしましたので、そのときに改めて行政文書として公開したという経緯でございます。ですから、当初探し切れなかったのではなく、これはまさしく不存在であったという事実がございますので、その点ご理解いただきたいというふうに思います。

それから、4つ目、財務規則違反についてです。美里町財務規則の中には、その業務の履行確認するに当たっては、きちっと書類等を確認して業務管理をさせなさいという事項がございます。これはやはり仕様書とか契約書でうたっているその書類が全部添付してあることを確認した後、業務完了としてこれは完結しなければなりません。ただし、今のご説明でもお話ししたとおり、それを担当者が怠っていたということ、やはりこれ自体が財務規則違反だと言わざるを得ないというふうに思います。この点につきましても、今後がこうやってきたからよかったということではなく、これまでのことがやはりいけなかったということでございますので、今後はこのようなことがないように、きちっとした形で業務完了報告を行っていきたいというふうに考えております。

それから、5番目でございます。不透明な事務の部分でございます。これも繰り返しになりますけれども、今回は業務完了報告あるいは当初の設計の中身のことが指摘されています。それで、ほかにも美里町役場には浄化槽管理業務、規模は違いますが、建設課とか、それから防

災管財課のほうで発注している業務もございました。ただ、その業務が各課それぞれ独自のスタイルでやっていたという現状がございました。審査会のほうから指摘いただいたのも、同じ業務内容で、どうして美里町の役場のセクションで違う仕様書を使っているのかと。そもそも町で発注する業務、似たような業務であれば、同じスタイルで発注すべきではないかという指摘もいただいておりますので、今回は建設課とか、それから防災管財課からもどのような仕様書をもってこれまで発注してきたかということを資料として取り寄せまして、これは来年度以降、美里町として同じスタイルでですね、浄化槽管理業務につきましては発注したいなというふうに考えております。

それから、6番目でございます。丁寧な説明をしておけば不服申し立てまでなかったのではないかなというような指摘が答申書の中であったということでございました。確かに不存在的の書面につきましては、文言1行か2行で済ませているところがございました。確かにその文言だけでは読み取れないというか、相手方もかなり「何だこれだけか」ということは確かにございました。ただ、先方がいらっしゃっていただいた後、行政文書を開示、そしてあと不存在的の説明をする際は、来るたびですが、約1時間以上相手方の方とはお話しまして、なぜこれがないのかと。当然これまで私どものほうがやはり業務的に十分なし得なかったということも、これは反省として担当者から直接相手方のほうにもお話するとともに、お詫びは申し上げております。さらにこれを直していくためには、このようなこともしていきたいということもお話をし、書面では十分説明できない部分を来ていただいたときに口頭で約30分から1時間かけて、私担当者としては十分相手方にご理解をいただけるよう、説明はしてきたつもりでございました。

一応6点につきましてはそのような回答にさせていただきたいというふうに思います。以上でございます。

○3番委員（後藤眞琴君） いろいろ説明していただいた、それについて反論するつもりはありませんけれど、1つだけ。まずこの担当者個人の責任の問題でないのですよ、この審査会も否定しておりますように。教育委員会の体質そのものにどこか欠陥があるのではないかなという、これ審査会からの話です、答申ですよ。それを僕たち重く受けとめなければならないわけですね。いいですか、法律では担当者を統括するのは教育長です。それで、教育長にこの事務を任せているのは教育委員会なのです。ですから一個人の責任ではなくて、一番大きな責任があるのは教育委員会なのです。それを教育委員会がこれまでそういうやり方を見抜けなかったということ、教育委員会そのものが本当に反省しなければならないのですよね。これは誤解な

いようをお願いします、その点を。

あとは、もう1点は、先ほどなかったときの説明なども最初に開示請求あったときに不存在の理由をきちっと文書で説明するときにしておけばいいのではないかと。これ審査会の案ですね。後から話し合って理解を得るようにしたというお話ですけれど。ですから、最初の開示請求にあったときに本当に相手の立場に立って説明を丁寧にする必要があるだろうと思います。あと、後ほどこれを踏まえて提案させていただくことがあります。

○教育総務課長補佐（今野正祐君） 組織的な結果、確かに担当者だけの責任ではないというお話でございました。それで今後は、業務の中身についてもやはり専門的なことが正直多いです。浄化槽の管理からほかの業務もですが、やはり我々というか、教育総務課での人材の中で足りない知識につきましては、やはり建設課とか、そういう技術職のいろいろアドバイスをいただきながら、今後はその業務に臨んでいきたいというふうに考えておりますので、ご理解をよろしくをお願いします。

それから、丁寧な説明につきましては、これまでも来客する方含めて、個人的には十分やってきたという自負はございますが、なおさら今回のことをやはり、今回のことがございますので、なおさら対外的にはどんな方にもより丁寧な説明を心がけていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○教育長（佐々木賢治君） 本当に教育長として大変申しわけない気持ちでいっぱいであります。事務局を、それから責任者として、まずお詫びを申し上げたいと思います。常々決裁をしているわけですが、こういった関係の文書もたくさん回ってきます。教育委員会に入って、わからない文書もたくさんございました。その辺、十分教育長として反省し、わからないところは確認をしながら決裁をして、こういったことを繰り返すことのないように、十分注意してまいりたいと思います。担当者のこれは責任ではありません。最終決裁した私の不勉強といえますか、そういったことに指摘されても何ら弁解する余地はございません。大変申しわけありませんでした。

○3番委員（後藤眞琴君） 教育長の責任ではないのです。

○教育長（佐々木賢治君） 事務局として、事務方としてです。

○3番委員（後藤眞琴君） それを指揮監督するのは教育委員会ですから。最終的な責任者は教育委員会です。ですから、教育長一個人の問題ではなくて、指揮監督する教育委員会が行き届かなかったということに法的にはなるわけですから、その辺誤解ないようにしたい。

ですから教育委員会で真摯に受けとめなければならないわけです。

○委員長（佐々木勝男君） 今後は事務遂行につきましては、十分確認をし、そして怠りないように努めるようにお願いしますとともに、あと教育委員会のそれぞれの会議の中においても、委員が確認のできる場を設けていただければと。そういう中で十分確認し、そしてきちんとした事務処理ができますようにお願いしたいということでございます。よろしくお願い申し上げます。

○3番委員（後藤眞琴君） その点、提案したいのですけれど、今回の件で。まず、教育委員会に対して、文書の開示請求があった場合には、その旨を教育委員会に報告すること。何も詳しいことを説明しなくて、こういう開示請求がありましたと。これは教育委員会に報告すること。そして、そこで、その開示請求に対してどのようにするかについて教育委員会の了承を得ること。例えば、存在しますって開示請求するのは問題ないのですけれど、不存在の場合、特に不存在の決定をする場合には、説明責任を果たすために、その理由及び説得力のあるものになっているかどうか等について、教育委員会で協議すること。今回も不存在ということが教育委員会で協議されたら、もっともっと不存在の理由も丁寧に説明できたはずだと思うのです。そういう手続きを踏まないで今までやっていましたので、こういう異議申し立てのようなものが出てきたと、僕はそういうふうに理解しています。

それから次に、なおこの事務処理が不適切であるとの審議会からの指摘を真摯に受けとめ、教育委員会が行っている事務事業を早急に点検して、このようなことがないのかどうか、改めるべきは改めることを、僕は早急にすべきだろうと思います。それを教育委員会が教育長にするようにしなさいという形で、こういうことあったらもう二度と、また出てきたら大変なことだと思いますので。

それから、もう1つは抽象的ですけど、この組織的に法令順守の意識が不足していたと、この教育委員会がですよ。そういう指摘を受け、審議会の指摘を受けて、指摘されていますので、それを真摯に受けとめ、その教育委員会として本当に反省し、改善に努めるようにする。その改善の1つとしては先ほど挙げたようにもう一度事務事業点検して、今までの例に倣ってやっていたものが、この規則に違反したようなことあったら大変ですので、そういうことをしたらいいのではないかと提案です。

また、教育委員会事務局の人員不足が根底にあると思いますので、改善が必要ではないかと。

ですから、また先ほど述べましたように、こういう答申が出た場合には、答申をどう受けとめるのかを、まず教育委員会で話し合う。それでこういうふうにしますということになって、初めて担当者が動き出すと。これが教育委員会の運営の仕方の基本だろうと思うのですよね。

教育委員会が気づき知らないところで、こういうことにしましたとなると、問題になった場合に、最終的には教育委員会の責任ですから、そのことを忘れないできちっとやっていくと、あと体制を整えていくということは、僕はもう基本的なことだろうと思いますので、以上提案させていただきます。

○教育総務課長補佐（今野正祐君） 委員長、補足よろしいでしょうか。

ただいま後藤委員さんのほうから情報公開の取り扱いについての提案をいただきました。これはあくまでも補足ということでお聞きください。情報公開につきましては、基本的に開示請求あった日を起算して、15日以内に相手方にその開示、あるいは不存在の通知を出す必要があります。一応補足としてそれだけ。

いま教育委員会への報告、開示請求についてはということがございましたし、あとこれは開示、あと不存在の決定の内容については、教育委員会での審議をした後ということでしたので、原則的には受理をしてから15日以内に相手方には通知を出さなければならないということがありますので、その点だけちょっと説明させていただきたいというふうに思います。

○委員長（佐々木勝男君） それではあとご意見がなければ一応この答申については閉じることになります、よろしいでしょうか。よろしいですか。

○2番委員（成澤明子君） 教育委員会で行っている事務全てについて、私たちがとても知り得ることは膨大なことですのでね、なかなか大変です。私たちは信頼をして事務のことをお願いしているような形になると思うのですが、後藤委員さんがおっしゃったこと、いちいち本当にもっともなことだと思いますけれども、例えば受理後に15日以内には相手方に伝えなければいけないなどということもありますので、これ全てを受け入れていただけるものかどうか、ちょっと検討しなければできない点もあるかと思いますので、私はでき得る限りということで、そういう姿勢でやっていただけたら幸いだと思います。以上です。

○委員長（佐々木勝男君） はい、ありがとうございます。

○3番委員（後藤眞琴君） 僕も審査会の構成員でしたので、あれ原則ですよね。ですから、多少の遅れは僕がやっているころもありました。ですから、その理由を説明すれば、審査会のほう並びにその情報開示した人にもわかっていただけるといいますので。だから、そのために原則としてはとなっておりますので、できるだけ教育委員会に報告する。

異議申し立てがあった場合には、ありましたと報告すれば、これに対してはこういう答えをしますと。特に不存在の場合にはどうしたら、こういう答え方でよろしいでしょうかと、ただそれだけのことなの。今までそれをやってないのですよね。それは事務事業だから、教育委員

会には知らせなくてもいいのだという格好でやっていて、不祥事が起こった場合にはこういうふうにながてくると。

これではちょっと最終責任を持つ教育委員会としては納得できないのではないかと思いますのですね。今までの運営の仕方はそうであったとしても、変えるべきは、やっぱり改善すべきはしないと。

○委員長（佐々木勝男君） ご意見をいただきましたので、十分くみ取っていただいて、適切な事務処理ということで、お願い申し上げます。

日程第4の美里町情報公開審査会の答申については、以上で閉じることにいたします。

協議事項 日程第5 平成25年度体力・運動能力調査結果について

○委員長（佐々木勝男君） 最後の案件でございます。日程第5、平成25年度体力・運動能力調査結果について、教育長のほうから説明をお願いします。

○教育長（佐々木賢治君） 学校教育専門指導員の佐々木勝基専門員が説明申し上げるところなのですが、南郷小学校の指導主事訪問に行っておりまして、私のほうでかわって説明申し上げます。

前もってお配りすればよかったのですが、このまとめるのに結構時間がかかりまして、前回協議いただきました学力関係と、体力関係、12月1日の広報と一緒に載せようという考え方であります。それで、学力のほうはこのA4裏表で2ページ、それから体力関係は1ページと、総務課広報担当の方から3ページの枠の中で収めてくださいという注文がございまして、この体力・運動能力につきましては、本当は裏表だったのですが、縮小、要約をしまして、ワンペーパーにまとめる関係で時間を要した次第であります。

それで、これは平成25年度のことを1年おくれで公表という形になります。昨年度はしませんでした。それで、その前は、例えば美里町の結果が24年度版、比較する対象が25年度版、1年遅れでした。それで議会で報告等々して、広報に掲載しておりましたが、おかしいのではないかと、年度が違うということは。まさにそのとおりなのです。それで、全国のほうの結果が来るのが12月ぐらいなのですね。とても間に合わない。それで、学力と体力別々に広報に出せばいいのしょうけれども、やはり一括したほうが町民の皆様方の目に触れる場合、一緒のほうがいいという判断で25年度の分、そこにまとめさせていただきました。

それで、全国との比較だけ△、それから▼、黒が劣っている部分であります。全国との比較だけした背景は、宮城県ですと地域的にそんなに美里も涌谷も加美も大崎管内だけではないの

ですが、というよりも全国と比較したほうがいいのだろうという専門指導員と協議し、事務局で話しをしまして、そういう結果になりました。

それで、総括的に申し上げますと、美里町のこの小学校5年生、中2の子どもたちは、体格は全国よりもよろしいと。体力・運動能力につきましては▼ですね、いわゆる体力・運動能力については全国と比較して劣ると、そんなに差はないのですけれども、そういう状況であります。

小学校5年生は8種目ございます。中学校2年生が9種目。もちろん小学校5年、中2だけでなく、全学年やっておりますが、一応抽出ということで小5と中2を対象に統計とりました。調査結果の分析等々ですね、お読みいただきたいと思います。各学校では教科体育の充実、それから教育全体を通して運動量の確保、行間の過ごし方などにより体力の向上を目指しているところであります。やはりトータル的に見ると、外で遊ぶ、この辺の子どもは本当に遊ぶ場所いっぱいあるのですが、そういった小さいところからの運動不足が、長年の運動不足がいろいろ影響しているのかなと思っております。

取り急ぎ概要だけお話をさせていただきました。あと文面を見ていただいて、「てにをは等」直すところご指摘いただければありがたいと思います。明日か明後日あたりまでに総務課のほうに提出する事務予定であります。補足等あれば、小南係長から。

○教育総務課係長（小南友里君）　こちら全国体力・運動能力・運動習慣等調査、こちらの25年度の調査につきましては、実はこの24年度までが全国的に抽出調査となっております。というのは、この全国体力・運動能力・運動習慣等調査については、当初始まったころは全数調査だったのですけれども、民主党政権に変わった際に抽出調査にするというような調査形態に変わったのです。

このほかにも文部科学省には全ての年齢を調査する体力・運動能力調査という調査もあります。こちらは全ての年齢ですね、学童期の年齢から高齢者までの、全ての体力調査というものも統計調査等実施しておりまして、そちらの結果というのはちょうど1年遅れで公開されていく結果で、25年度の調査結果というのも昨今、10月に調査結果が出されたばかりです。

ただし、今回なぜこの比較をこちらの調査結果を使ってという部分は、そちらの国の統計調査も抽出調査でありまして、全数調査ではないわけですね。この25年度の調査結果については、ちょうど全ての小学校5年生、全ての中学校2年生ということで、年齢全ての、全国の数値においても美里町の数値においても全て全数の母体で、もって分析しているものなので、より現実に近いものであるということから、こちらの数値を使つての公開ということになっておりま

す。

○2番委員（成澤明子君） 1ついいでしょうか。今後の取り組みのところで、小学校では、中学校では、あとは保護者・地域の方々にはなっていますが、前の学力のときの千葉委員さんが「家庭では」ということというお話もありましたけれども、そういうのも入ればより具体的にイメージできるのではないかと思います。

あと、体を動かすのが好きという子はどんどんいろいろな大会とかで優勝したりとか上位になったりしていますけど、反面体を動かすのが嫌いと言う子がやはりいっぱいいるわけで、その二極化していることについても文書で触れてもらえばいいのかなと思いました。

あともう1点ですけれど、表現、体裁のことなのですが、1の表がありますけれども、この3つのことについての表なのですが、上回っているのが白で下回っているのが黒というふうにあらわされていますけど、それ、右に行ったり左に行ったりしているので、三桁のところに揃えていただけると見やすいのではないかと思います。以上です。

○教育長（佐々木賢治君） それでは、いいですか。文字数の関係で、いま家庭ではと、家庭ではあるいは地域では、家庭・地域ではとなるかもしれませんが、それ2行ぐらい文言を考えさせていただきます。

その分、下から4行目、また幼稚園教育云々という土台づくりを進めていきますと、この2行をカットさせてください。この2行をカットさせていただいて、そこに家庭ではどういうことに取り組んでほしいとかで。厳しい状況です、体力大分よくなつてはきていると思うのですが、この黒▼が少なくなるように、まあこれが実態です、はい。

なおスポーツ、体力・運動能力テストは公費で行っております。ですから、きちっと説明責任が必要です。そういったことも一応お知らせさせていただきます。

○委員長（佐々木勝男君） よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

○4番委員（千葉菜穂美君） 済みません。平成25年度体力・運動能力調査結果についてであるのですが、私はちょっとおっちょこちょいなので、今の子どもたちなのかなと思ってしまうのです。それで、現在小学6年生とか現在中学3年生というふうに掲載していただいたほうがわかりやすいかなと。最後のお知らせしますの後でもいいかなと思うのですが、括弧で現在の小学校6年生とかというのがあるともっとわかりやすいのではないかなと思います。

○教育長（佐々木賢治君） ご要望いただいた文言ですね、極力入れるように努力しますが、どうしても入らない場合は容赦いただきたいと思います。

（「はい」の声あり）

○委員長（佐々木勝男君）　あとはよろしいですか。

それでは、以上でこの日程第５、平成25年度体力・運動能力調査結果については閉じることにいたします。本日の議事日程の案件は以上でございます。ありがとうございました。

これで平成26年11月教育委員会臨時会を終了します。ご協力ありがとうございました。

午後　５時１８分　閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課 寒河江克哉の調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成26年12月22日

委員長

署名委員

署名委員